

旅行業務取扱料金表(国内旅行)

(旅行業法 第 12 条の 4 による取引条件説明書面)

内容		取扱料金	
手配 旅行	(1) 宿泊機関と運送機関・観光券等の複合手配の場合	取扱料金	ご旅行費用総額の 20%以内 ※下限は宿泊機関等 1 件 1 手配につき 550 円、運送機関等 1 件 1 手配につき 1,100 円、観光券等 1 件 1 手配につき 1,100 円の合算額とします。
	(2) 宿泊機関等を単一手配する場合		宿泊機関等 1 件 1 手配につき費用の 20%以内(下限 550 円)
	(3) 運送機関等を単一手配する場合		運送機関等 1 件 1 手配につき費用の 20%以内(下限 1,100 円)
	(4) 観光券等を単一手配する場合		観光券等 1 件 1 手配につき費用の 20%以内(下限 1,100 円)
	(5) 変更の手続	変更手続料金	当該変更・取消された宿泊機関・運送機関・観光券等に係る旅行費用の 20%以内
	(6) 取消の手続	取消手続料金	※下限は宿泊機関等 1 件 1 手配につき 550 円、運送機関等 1 件 1 手配につき 1,100 円、観光券等 1 件 1 手配につき 1,100 円の合算額とします。
	(7) お客様のご依頼により、緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合	通信連絡料金	1 件につき 550 円
旅行 相談	(8) お客様の旅行計画作成のための相談	相談料金	基本料金: 30 分 3,300 円(以降 30 分毎に 2,200 円)
	(9) 旅行日程表の作成		1 件 3,300 円
	(10) 旅行代金見積書の作成		1 件 3,300 円
	(11) 旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供		資料(A4版) 1 枚につき 1,100 円
	(12) お客様の依頼による出張相談		上記(9)から(13)までの 5,500 円増し(交通費は別途申し受けます)